



SMTB年金ニュース



(平成26年6月19日)

三井住友信託銀行 年金企画部

企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げに係る政令改正について

平成26年6月18日付けで、企業型確定拠出年金の拠出限度額引上げに係る政令改正が行われておりますのでご案内いたします。

〈確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令〉

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/kanpou20140618.pdf>

1. 改正の概要

企業型確定拠出年金の拠出限度額が以下のとおり引上げられます。

	現行	改正後
他の企業年金等を実施していない場合	月額5.1万円	月額5.5万円
他の企業年金等を実施している場合	月額2.55万円	月額2.75万円

2. 施行期日

平成26年10月1日

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-6256-3581